

業務説明書関連

No.	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	内容	回答案
1	参加者の構成等	6	2.1	(5)	ふじのくに下水道管理業協同組合を共同企業体又はSPCに参画させるものとありますが、参加表明時点ではなく、契約の締結までに参画させることで問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	参加者の条件等	6	2.2	(2) イ	管路施設およびマンホール施設の点検・調査、清掃業務において、管路施設の点検のみ応募グループが担当し、その他の業務はふじのくに下水道管理業協同組合が担当することとなった場合、業務主任者は応募グループもしくはふじのくに下水道管理業協同組合のいずれかから1名配置するという考え方でよろしいでしょうか？それとも両者から各1名配置することになるでしょうか？	点検・調査・清掃それぞれの業務実施時に業務主任者が必要であるため、両者より各1名配置が必要です。
3	管路更生に関する要件	7	2.2	(2) イ (ウ)	管路施設の改築業務に係る管路更生に関する要件において、③では更生工事の施工実績が要件となっていますが、ふじのくに下水道管理業協同組合が管路更生を担う予定の場合は、応募グループでの施工実績は不要との認識でよろしいでしょうか？ したがって、ふじのくに下水道管理業協同組合が管路更生を担う予定の場合は、公告文 p 10 の 4 (5) (ウ) で示されており参加資格確認書類の提出書類となっている「⑨管路施設の履行実績（様式6-2）」は不要との認識でよろしいでしょうか？	ふじのくに下水道管理業協同組合が管路更生を担う場合、【様式6-2】③「当該業務をふじのくに下水道管理業協同組合が担う予定である」のチェック欄に○を記載いただくことで、③について要件の記入は不要です。ただし、①、②の業務を応募グループが担う場合は、①、②については別途記載が必要となります。
4	配置予定技術者の要件	8	2.2	(3)	ウォーターPPPは委託期間が10年と長期間のため、各配置予定技術者（総括責任者、統括技術管理責任者、業務主任者など）は、本業務説明書で示されている配置予定技術者の要件を満足することで、期間内の変更は可能でしょうか？業務委託基本契約書のp9（統括技術管理責任者第18条）の内容などでは変更可能と判断しております。	ご認識の通りです。要件を満足する事を条件に、変更は可能です。
5	配置予定技術者の要件	8	2.2	(3) ウ	統括技術管理責任者の業務主任者との兼務は可能でしょうか。 例えば、統括技術管理責任者と管路施設の定期的対応業務の業務主任者との兼務を想定しています。	統括技術管理責任者の業務主任者との兼務は可能です。 ただし、統括技術管理責任者と終末処理場に関する業務の業務主任者を兼務する場合、常駐、専任となる点にお気をつけください。
6	配置予定技術者の要件	8	2.1	(3)	終末処理場等に関する各業務の業務主任者の兼任は妨げないとありますが、管路施設において兼務はできない考えでよろしいでしょうか。	終末処理場等に関する各業務の業務主任者が管路施設における業務主任者を兼任することは可能です。
7	参加者の構成等	4	2.1	(5)	参加申請時における「ふじのくに下水道管理業協同組合」は、いずれの応募構成グループにも構成員として参加することはできない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
8	ふじのくに下水道管理業協同組合の参画について	4	2.1	(5)	「…ふじのくに下水道管理業協同組合を共同企業体又はSPC に参画させるものとする。」と記載されています。 様式4 参加表明書 4. 共同企業体構成に、ふじのくに下水道管理業協同組合も含めるとの理解でよろしいでしょうか？ その際、参加企業に求められる以下の添付資料の必要可否について教示願います。 ①登記簿謄本商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ②定款 ③会社概要 ④営業所表（様式5） ⑤事業報告書 ⑨雇用する技術者の状況（様式7） ⑫委任状（様式12） また、⑪共同企業体協定書にも、ふじのくに下水道管理業協同組合が含まれている必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	様式4-参加表明書提出の際には、ふじのくに下水道管理業協同組合は構成員に含めません。「4. 共同企業体構成」への同社の記載は不要です。併せて、構成員に求められる添付資料も不要です。

業務説明書関連

No.	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	内容	回答案
9	ふじのくに下水道管理業協同組合の参画について	4	2.1	(5)	「…なお、ふじのくに下水道管理業協同組合が担う業務等については、各応募グループ及びふじのくに下水道管理業協同組合間で調整を行うものとする。」と記載されています。 ふじのくに下水道管理業協同組合が担う業務や出資比率等は、各応募グループによって差異が出るとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	参加資格要件	6	2.2	(2)	「ア」に、(元請に限る。共同企業体による実績はいずれかの構成員によるものとする。)とありますが、共同企業体による実績の場合は、共同企業体に構成員として参画していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
11	配置予定技術者の要件	8	2.2	(3)	※1該当業務の業務主任者または主任技術者・監理技術者の配置をふじのくに下水道管理業協同組合に依頼する場合、該当技術者の当グループ構成員との直接的かつ恒常的な雇用関係にある証明書類は、提出不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	配置予定技術者の要件	9	2.2	(3)	「カ(ア)③公益財団法人日本下水道新技術機構の管更生についての建設技術審査証明書を有する工法を保有している協会から技術管理者に認定されていること。」とあります。こちらも※1該当業務との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。業務説明書2.2(3)カ(ア)③及び、業務説明書2.2(2)(ウ)④(3)について(※1)を追記します。
13	競争的対話	16	4.7	(2)	【参加者記号】は、参加資格確認結果通知に示される認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	技術提案書等の提出	18	4.8	(2)	「代理人が持参する場合は、委任状(様式14)を併せて提出すること。」とあります。共同企業体での参加で、代表企業が参加申請書類等を提出する場合、構成員→代表企業に向けた委任状を提出する理解でよろしいでしょうか。また、その他の項目における委任状の取り扱いについても、同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	参加表明時の提出書類	22	6.4		参加表明時の共同企業体協定書は、ふじのくに下水道管理業協同組合を除く構成員により締結したもので問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、優先交渉権者に選定され、かつ、共同企業体が事業実施する場合は、契約締結前にふじのくに下水道管理業協同組合を含む共同企業体協定書の締結が必要となる点にご留意ください。
16	参加表明時の提出書類	22	6.4		「併せて、(中略)委任状の写しを添付すること。」とあります。委任状原本を提出する場合は、写しは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	参加表明時の提出書類	22	6.4		事業報告書は、参加表明書の締切である5月16日時点で確定している直近の3ヵ年という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	参加表明時の提出書類	22	6.4		事業報告書のうち、キャッシュフロー計算書の用意がない企業は、B/S、P/Lのみ直近3ヵ年(3事業年度)分を提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	参加表明時の提出書類	22	6.4		履行実績を証明する契約書、仕様書等の写しは、該当ページ(契約者、契約金額、対象施設、施設能力、処理方式等)のみとすることをお認めください。	参加資格要件の確認ができる部分のみの提出で問題ありません。
20	管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務	2	1.4.2	(3)-カ	経験を要する特殊な業務と認識しますが、参画企業の業務実績に一定の制限を設ける必要があるがゆえ、貴市は既に業者選定段階で評価基準を定められていると思われます。 当該業務に携わる企業への資格条件(業務実績)についてご教示願います。	本業務に携わる企業に対し、業務実績を条件とすることはありません。ただし、本業務は統括技術管理に関する業務として定義しており、統括技術管理責任者に対し、別途記載の資格要件の充足が必要となります。 なお、本業務に関する実績を有する場合、技術提案書内に記載することを妨げるものではありませんので、ご留意願います。

業務説明書関連

No.	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	内容	回答案
21	参加者の構成	4	2. 1	(5)	「公益社団法人日本下水道管路管理業協会(静岡県部会)の富士市内に本社がある全社(9社)で構成している ふじのくに下水道管理業協同組合を共同企業体又は SPC に参画させるものとする。」と記載されております。同組合として出資が伴うSPCへの参画が可能か否かを調査されていると思われますが、その結果についてご教示願います。	ふじのくに下水道管理業協同組合のSPCへの参画は可能です。但し、出資額等については、別途事業者間で協議いただく必要がございます。
22	参加者の構成 参加資格要件	4 7	2. 1 2. 2	(5) (2)	2. 1_(5)には「公益社団法人日本下水道管路管理業協会(静岡県部会)の富士市内に本社がある全社(9社)で構成している ふじのくに下水道管理業協同組合を共同企業体 又は SPC に参画させるものとする。」との記載が有ります。一方、2. 2_(2)には「※ 1 該当業務をふじのくに下水道管理業協同組合が担う場合、同組合内が該当の資格・実績を保有している又は該当資格保有者が所属していることから、資格・実績要件の充足又は有資格者の配置は不要とする。(以下同)」との記載があります。	ふじのくに下水道管理業協同組合の構成9社について、業務説明書2. 2(1)ア～キの要件を満たしております。また、ふじのくに下水道管理業協同組合の構成9社のいずれかが法に抵触した場合、その事件に関与していないJV参画企業に対しては行政処分は行いません。

一般仕様書関連

No.	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	内容	回答案
1	業務主任者等	3	第10条	(1) (2)	業務主任者は、主任技術者又は監理技術者を兼任できるのでしょうか。	管路施設における業務主任者が主任技術又は監理技術者を兼任することは可能です。